

# 公庫等への出向制度

国と公庫等との人事交流として実施(公庫等の業務を行わせることが目的)  
 任命権者等の要請により、国家公務員を退職して、公庫等に出向する(国家公務員の身分を離れる)  
 公庫等に雇用され、その業務に従事し、公庫等から給与を受ける  
 退職手当、共済長期(年金)について、公庫等への出向期間を国家公務員としての在職期間に通算する特例措置  
 公庫等の要件：  
     公庫その他特別の法律により設立された法人  
     その業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもの  
     公庫等への出向中に退職した場合には、公庫等が国家公務員としての勤続期間分も含めて退職手当を支給する

